

消費生活情報

契約をやめる

消費生活センターへの相談で最も多いのは、契約をやめたいという相談です。

インターネットやスマホが普及した最近では、若年から高齢者まで健康食品や化粧品「お試し格安価格」という広告に釣られてポチッとしたら、最低5か月分の定期購入が必要な高額契約だったのではやめたいという相談が多発しています。

契約は生活の基本

私たちは毎日の生活で無意識にさまざまな契約をしています。例えば、コンビニで弁当を買う、バスに乗る、図書館で本を借りるなどは、全て契約です。

契約とは、法的拘束力を持つ約束のことで、当事者の合意で自由に内容を決められ、口約束でも成立します。成立した契約は一方都合で勝手に解消することはできないのが原則です。

契約の無効・取消し・解除

例外的に契約をやめるためには、次のような民法や

消費者契約法などの法律に基づく理由が必要です。

◎始めから契約が無効

▽判断力の無い泥酔者や幼児のした契約
▽社会的道徳・倫理に反する契約

▽冗談でした契約

▽相手と結託した嘘の契約

◎取消しができる場合

▽未成年者など判断能力が弱い者のした契約
▽詐欺・強迫による契約

▽勘違いによる契約

▽誤った情報を伝えられてした契約などの不当な勧誘による契約

◎解除できる場合

▽当事者の話し合いによる解約合意

▽契約時に解除条件が決められている

▽クーリング・オフなど法律で解除条件が決まっている

▽相手が契約を守らない

契約の経緯が契約をやめる事由に該当するかどうかは、相談してください。

未成年者取消しの注意点

民法で定める成年年齢が18歳に引き下げられ、未成年者契約の取消し対象年齢が18歳未満になりました。現役の高校生でも取消しできないケースが出てきます。未成年でも、次の場合は取り消しが認められません。

▽処分を許された範囲(小遣い)での契約

▽詐欺を用いてした契約

※詐欺とは、成年者であると伝えたり、親の同意を得ていると嘘をついて相手を誤信させることです。

インターネット上の契約で未成年者が取引対象と想定される場合に、単に「成年ですか?」の問いに「はい」のボタンを押した程度では該当しません。

消費生活に関する相談

市役所南棟にあります。
府中市消費生活センター
(☎43-7106)
相談日 毎週月・火・木・
金曜日10~12時、13時~
16時
※祝日・年末年始は除く。

宇根かたくりの里

かたくりの群生地である上下町宇野地区では、薄紫の可憐なかたくりの花が山腹一面に咲く様子が見られます。また、純白の水芭蕉も観賞できます。

見頃 4月上旬~中旬・11時~15時頃

ところ 宇根かたくりの里(上下町矢野)

※雨天の日など日差しのない日は開花しません。

問い合わせ先 府中市観光協会上下支部(☎54-2652)

第16回天領じょうげ 端午の節句まつり

白壁の町並みでおもてなしの心と出会いを大切にすゝる気持ちを込めて、五月人形を飾り、お迎えします。期間中、スタンプラリーも実施しています。

とき 4月23日(土)~5月8日(日)

ところ 白壁の町並み周辺

◎天領上下の市

とき 5月3日(火)10時~16時

問い合わせ先 天領じょうげ端午の節句まつり実行委員会(☎62-3999)

市役所の組織の一部が変わりました

◎組織新設

▷スポーツ振興課…E V & ゼロハンカー、市民マラソンなどオンリーワンスポーツを推進し、市民プールや芝生グラウンドの整備を進めるとともに、女子サッカーチーム設立やプロチームとの連携などの新たな取り組みに向け、体制を強化します。

▷上下地域共生推進課…上下地域の子育て・介護・健康推進・障害福祉を包括したワンストップ相談を展開し、障害者の働く場、学びや福祉人材の育成、地域の交流・賑わいの総合拠点をつくりま

◎名称変更

危機管理室

➔ 危機管理課

総務課行政管理係

➔ 総務課法務係

※連絡先などの詳細はホームページを確認してください。